

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年2月25日付け一時保護決定通知書で通知した、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、処分の取消しを求めているものと解される。

請求人は本児からの暴力を日頃から受けており、それを防ごうともみ合いになったものであるから正当防衛である。また本児が、本児自身の悪行を消すために、請求人の虐待を訴えることで保護をしてもらうための作戦である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の

規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年1月14日	諮問
令和4年3月16日	審議（第65回第4部会）
令和4年5月13日	審議（第66回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項1号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

(2)ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を

迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要性がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等としており、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

(3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2条1号）、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）と規定している。そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条4号の心理的虐待は、「ことばによる脅かし、強迫など。」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。」などをいうとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）第1章・1・(2)参照）。

(4) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに

問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう（第5章・1）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

- (5) ガイドライン及び手引きは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、東京都における適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、いずれも合理的なものである。

## 2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、令和3年2月24日に処分庁に対してなされた本件通告の内容は、本児について、母親である請求人から暴力を受ける可能性があり、本児の精神に悪影響が及ぶおそれがあることを示すものであったことが認められる。

そして、処分庁が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、また児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために本児について一時保護が必要であると判断し、法33条の規定に基づき一時保護したこと（本件処分）は、処分庁に与えられている合理的な裁量の範囲と認められる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子